

アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ (UFC) における治療使用特例に関する方針

発効: 2015年7月1日

1. 一般原則

アルティメット・ファイティング・チャンピオンシップ (「UFC」) における治療使用特例に関する方針 (「UFC TUE に関する方針」又は「方針」) は、関連する UFC アンチ・ドーピング・ポリシー (「UFC ADP」) に基づいている。本方針は、UFC TUE 方針の内容を説明する以下の一般原則を知らせるものである。

禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には、競技者はその責任を負う。

資料提供:UFC ADP、第 2.2.1 項

禁止物質又は禁止方法の使用に必要な健康状態を記録した競技者は、禁止物質又は禁止方法の使用の前に、USADA に対して治療使用特例 (「TUE」) を要請しなければならない。但し、TUE の遡及申請処理に関する第 3 項に定められて要る場合は除く。すべての TUE の申請は、USADA が設立した治療使用特例委員会 (「TUEC」) により審査される。

禁止物質又は禁止方法を使用して競技者を緊急治療する必要がある場合、当該競技者は、治療開始後可能な限り速やかに緊急治療による完全な医療ドキュメントを添えて、USADA に TUE を提出しなければならない。このような場合、緊急 TUE の要請に対する決断は、治療を実施した後に、TUEC により下される。

警告:各物質の排せつ率は個人差があるため、競技会 (時) のみ禁止されている物質の場合、競技者は、アンチ・ドーピング方針違反とならないようにするため、試合に参加する前に、それらの物質が体内から排除されるよう十分な時間を取るよう始動を受ける。勿論、服用を中止すると、健康に悪影響が生じる場合があるため、競技者は、主治医に相談せずに、又、リスクについて完全に理解せずに行わないよう指導を受ける。競技者がアンチ・ドーピング・ポリシー違反となる危険を伴わず、完全かつ安全に禁止物質を使用する唯一の方法は、禁止物質又は禁止方法を使用する前に TUE を取得することである。

2. 定義

本 UFC TUE 方針に関連する定義の完全な一覧は、UFC ADP の「付属文書 1」を参照することができる。又、本方針において重要となる定義を以下に一覧する。本方針の全体において、及び、以降の項で使用される UFC ADP 定義の用語はイタリック書体、本 UFC TUE 方針に特有の用語は下線書体で記されている。

違反が疑われる分析知見: WADA 認定分析機関、又は「分析機関に関する国際基準」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合する WADA 承認分析機関からの知見のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーの存在 (内因性物質の量的増大を含む) が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

競技者: UFC と契約しているあらゆるファイター、又は UFC の試合にファイターとして参加するファイター、若しくは UFC の試合に参加を予定しているファイター。

競技委員会: 州又はその他の政府事業体が設立又は公認した規制機関で、総合格闘技大会又はそのような大会への参加者を規制、承認、認可、又は承諾する権限を持つ。

試合: UFC により推進又は実施される総合格闘技の競技会又は試合。

競技会 (時) : 競技会 (時) とは、予定されている計量が開始される 6 時間前に開始され、試合が終了から 6 時間後に終了する期間をいう。

禁止表: 禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

TUE: 「UFC ADP」の第 4.4 項に記載される、治療使用特例をいう。

TUEC: TUE の申請を処理するために USADA により設立されたパネル (委員会)。

使用: あらゆる禁止物質又は禁止方法において、手段を問わず、これを利用、塗布、服用、注入若しくは摂取すること。

3. UFC 競技者のための方針

USADA は、本 UFC TUE 方針に従って UFC 競技者の TUE 申請を処理する。

UFC 競技者は、いつでも USADA に禁止物質に関する TUE を申請できる。但し、その申請は、以下のスケジュールに従って、USADA により完成され、受領されなければならない。

- a. 競技者が試合に出場する予定がない場合は、競技者が禁止薬品を服用しようとしている少なくとも 21 日前；
- b. 競技者が今後 90 日以降に試合に出場する予定がある場合は、競技者が服用しようとする少なくとも 90 日前；
- c. 競技者が 90 日以内に試合に参加する予定がある場合は、可能な限り早い時期。

USADA では、提出又は申請の遅延に対して TUE の遡及を考慮する。但し、USADA はそのような状況化における TUE の処理について保証しないため、競技者は自己責任で行うこと。又そのような場合、USADA により、申請の遅延が競技者のコントロールできない要因に起因しないと判断された場合、競技者は、TUE 申請の処理費用を最大で全額負担する場合がある。

USADA は、例外的状況に基づいた競技者の使用の前に、提出が遅れた TUE 要請を迅速に処理するよう最大限の努力をする。但し、予定スケジュールに基づいた TUE 申請の処理は保証しない。

更に、TUE の遡及申請は、禁止物質又は禁止方法の使用が医学的に正当である場合に限る。TUE の事前承認のない禁止物質又は禁止方法の使用は、競技者の自己責任であるという注意を受ける。又、そのような使用がアンチ・ドーピング・方針違反にならないようにするための唯一の方法は、当該物質又は方法を使用する前に、TUE を取得することである。

4. 競技委員会との連携

UFC 又は USADA は、適切な競技委員会と協力して TUE の申請を調整する。UFC の競技者は通告を受ける立場にある。但し、UFC 及び USADA は競技委員会による UFC TUE の認識、又は独自の TUE の付与に関する決定には関与しないため、UFC の競技者は、競技委員会独自の TUE が付与されていない限り、競技委員会が禁止する物質又は方法は使用しないこと。さらに、競技委員会又はその他のアンチ・ドーピング機関から TUE を付与された競技者は、UFC TUE を申請する必要がある。USADA が TUE 申請を考慮する条件として、競技者は、USADA TUEC の決断含む、申請しようとしている TUE 及びその申請に関連する情報提出又は考慮されたその他の情報を理解及び同意する必要がある。又、それらは競技委員会と共有されることがある。

5. 不服申し立て

TUE が否認された場合、競技者には、*TUE* 申請が承認基準を満たさなかった理由の詳しい情報が提供される。競技者は、否認に関するさらに詳しい情報を要請することができる。又、*USADA* 科学責任者に連絡することにより、*USADA* の医学審査を要請することができる。

競技者は、*UFC ADP* 及び本 *UFC TUE* に関する方針で定める不服審査の後に、*UFC ADP* の付属文書 A の聴聞実施要項に従って、*TUE* 否認に対して不服を申し立てることができる。

6. 発効日

本 *UFC TUE* 方針（第1版）の発効日は、2015年7月1日とする。本方針は、2015年7月1日以前の保留事項に遡って適用されることはない。

7. 改正

本 *UFC TUE* に関する方針は、*USADA* により適宜改定される。別段の指示がない限り、すべての改訂内容は、*UFC* のアンチ・ドーピング用ウェブサイト（[□](#)）に公開してから 30 日以前に有効になることはない。正確な有効日（及びバージョン）は、前述の第 6 項に記される。*UFC* のアンチ・ドーピング用ウェブサイトを定期的に確認して、本書及びその他のアンチ・ドーピング関連の方針を参照することは各競技者の義務である。